



東大阪市子ども・若者計画
～子ども・若者が自由に夢を描けるまち 東大阪～



はじめに 市長からのメッセージ

東大阪で育つ子どもや若者が、安心して毎日を過ごし、自分らしさを大切にしながら成長していけることは、とても大切なことです。子どもや若者は自分の気持ちや考えを持つ「権利の主体」であり、一人ひとりが尊重されなければなりません。

社会や家庭の変化の中で、不安や悩みを抱えることはありますが、子どもや若者には、自分の未来を自由に描き、夢に向かって進む力があります。その力をのばし安心してチャレンジできるようにするためには、学校や家庭に加え、地域全体で支えあうことが必要です。



自宅が「第1の居場所」、学校が「第2の居場所」、気軽に立ち寄れて安心できる「第3の居場所」を広げて、友達や地域の大人とつながり、「自分のペース」で「自分らしく」過ごせる居場所があることで、自分の夢や目標を見つけ、育てていくことができます。子ども・若者は東大阪市の成長するためのエンジンであり、今回策定した「子ども・若者計画」は東大阪市内における成長戦略です。子どもや若者の声をしっかり受け止め、地域・学校・家庭・行政が力をあわせて、一人ひとりが夢と希望をもって未来へ進める東大阪市をつくるための道しるべとして全職員が「自分ごと化」し、子ども・若者を支援するみなさまとともに「子ども・若者が自由に夢を描けるまち 東大阪」の実現に向けて取組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、アンケートにご回答いただいたみなさま、インタビューにご対応いただいた子ども・若者の当事者、支援者のみなさま、子ども・若者計画審議会委員のみなさまに、心から感謝を申し上げます。今後も子ども・若者の夢の実現に向けてご協力をお願いします。

令和8年3月 東大阪市長 野田 義和

第1章 計画の策定にあたって

1. 東大阪市がめざす姿	3
2. 計画期間	4
3. 計画対象の考え方	4
4. 本計画の法律上の位置づけ	4
5. 関連計画との関連図	5
6. 本計画における「子ども」と「こども」の表記の考え方と今後の方向性	6
7. 東大阪市子ども・若者計画の体系図	8
8. 東大阪市子ども・若者計画における「夢」の位置づけ	9
9. 東大阪市子ども・若者計画における「自立」と「支援」の考え方と関係	1 1
10. 東大阪市子ども・若者計画における別冊資料	1 2
11. 本計画における指標	1 2

第2章 施策の推進方向と計画の推進

1. 育ちに寄り添う子ども・若者支援	1 3
2. 未来を育む少子化対策	3 5
3. ライフステージにとらわれない伴走型支援（孤独・孤立の防止）	4 6
4. 「子どもファーストのまち東大阪」のブランディング	4 9
5. 東大阪市子ども・若者計画における指標一覧	5 2
6. 東大阪市子ども・若者計画における具体的な取組項目	5 3
7. 東大阪市子ども・若者計画策定までの経過	5 4
8. 東大阪市子ども・若者計画審議会委員名簿	5 6
9. 審議会委員から子ども・若者とその支援に関わる皆さんへのメッセージ	5 8
10. 東大阪市子ども・若者計画における用語集	6 1
11. （参考）東大阪市子どもファーストの発信媒体	6 8

1. 東大阪市がめざす姿 子ども・若者が自由に夢を描けるまち 東大阪

東大阪市第3次総合計画では、将来都市像を「つくる・つながる・ひびきあう-感動創造都市 東大阪」とし、その実現に向けた3つの重点施策の1つに「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」を掲げ、将来にわたってまちの活力を維持するため、「住みたいまち」「住み続けたいまち」をめざし、若者・子育て世代が、自身の希望するライフスタイルを送れるよう、子育て環境、教育環境、住環境の充実に取り組んできました。その結果、令和4年度から3か年連続で転入人口が転出人口を上回る社会増となり、令和7年7月以降の推計人口も昨年同月比で13年ぶりに増加するなど、一定の効果が現れつつあります。

また、こども基本法及びこども大綱では、市町村に対し「こどもまんなか社会」の実現をめざし、包括的かつ一体的なこども・若者施策と少子化対策を推進すること、さらに、こどもを「権利の主体」として位置づけ、人格形成と自立への支援、意見表明や社会参画の機会を保障することにより、こどもが夢をもち、それを語り、実現に向かうことができる社会を築くことが求められています。

本計画は、これまでの本市の取組みとこども基本法・こども大綱などの理念を踏まえ、「子ども・若者一人ひとりの夢が尊重され、実現に向かって歩める環境を整えることがまちの未来を創る」との考えのもと、「子ども・若者が自由に夢を描けるまち 東大阪」をめざす姿として策定します。

なお、本計画の具体的な取組項目については、第3次総合計画第2次実施計画と整合性を図ることで着実な実施につなげ、「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」を進めてまいります。

2.計画期間 **令和8年（2026年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日**

※令和10年（2028年）4月1日に東大阪市子どもの未来応援プランと統合し、「東大阪市こども計画」として一体化します。

3.計画対象の考え方

①30歳未満

②ポスト青年期（30歳～40歳未満）で生きづらさを抱える者

③当事者である子ども・若者を直接支えている保護者・家庭及びその支援者

※こども基本法：「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、年齢で一律に区切らず、切れ目のない支援を行うこととされています。

こども大綱：「若者」を思春期及び青年期の者（中学生年代～おおむね30歳未満）とし、施策によっては、ポスト青年期の者も対象としています。

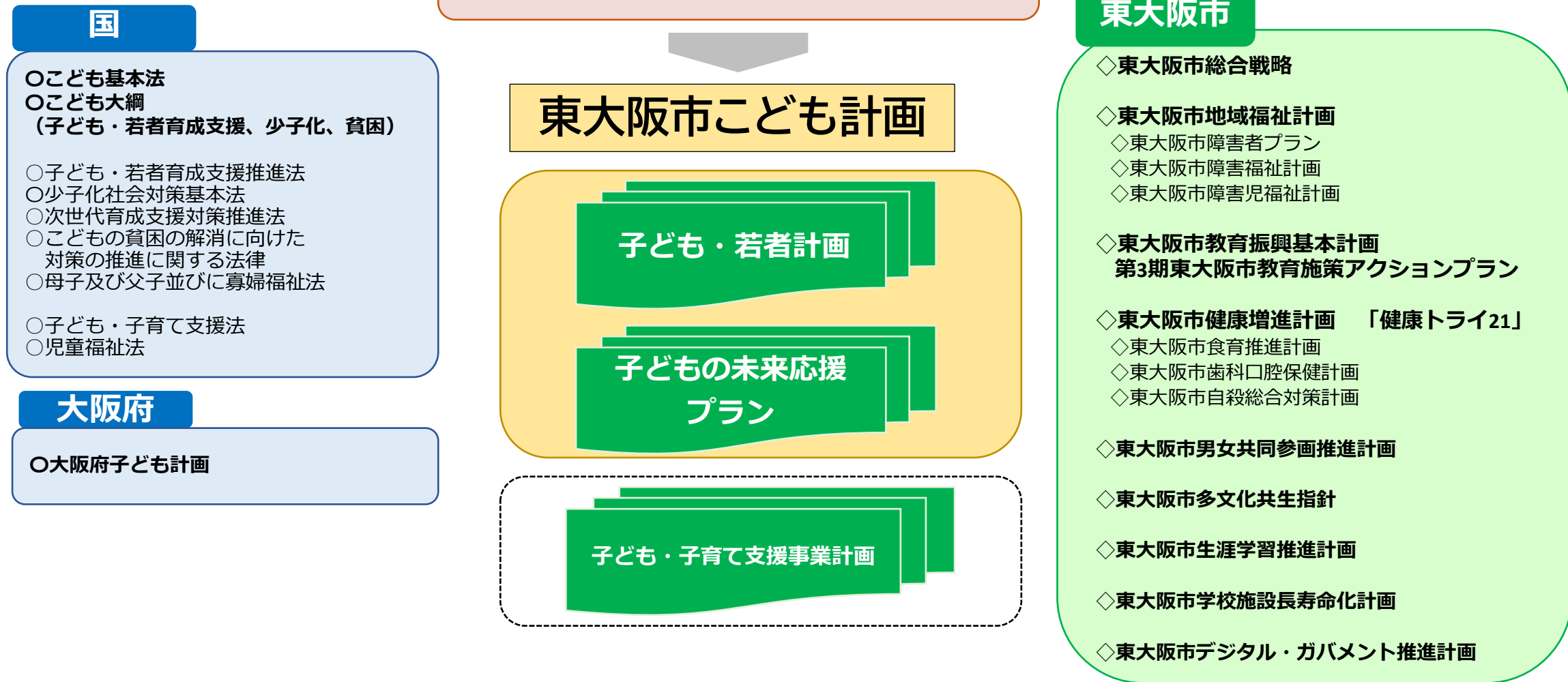
4.本計画の法律上の位置づけ

【東大阪市子ども・若者計画】 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画

【東大阪市こども計画】 こども基本法に基づく市町村こども計画

※「東大阪市子どもの未来応援プラン」とあわせて位置づけ

5. 関連計画との関係図



※少子化対策の要素を含めた本計画と「子どもの未来応援プラン」を関連づけ、「市町村子ども計画」を標榜

※（仮称）東大阪市子どもの権利に関する条例は令和9年度に制定予定

6. 本計画における「子ども」と「こども」の表記の考え方と今後の方向性

本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」であることから、名称を「東大阪市子ども・若者計画」としており、計画内では「子ども」表記を基本としています。ただし、

- ①法令等において使用されている用語や引用（例：「こども大綱」「市町村こども計画」「こどもまんなか社会」）
- ②本市計画に位置づけている事業の名称（例：「こども家庭センターの設置」「こども・若者の居場所づくりを推進」）
- ③本市組織の名称（例：「こどもまんなか政策課」「はぐくむこどもセンター」）

の場合は使用されている表記に従い、平仮名表記の「こども」を用いています。

今後の方向性

令和10年に一体化する「東大阪市こども計画」では、令和4年9月15日付通知に基づき、特別な場合を除いては平仮名表記の「こども」を用いる予定です。



参考 「こども」表記の判断基準について

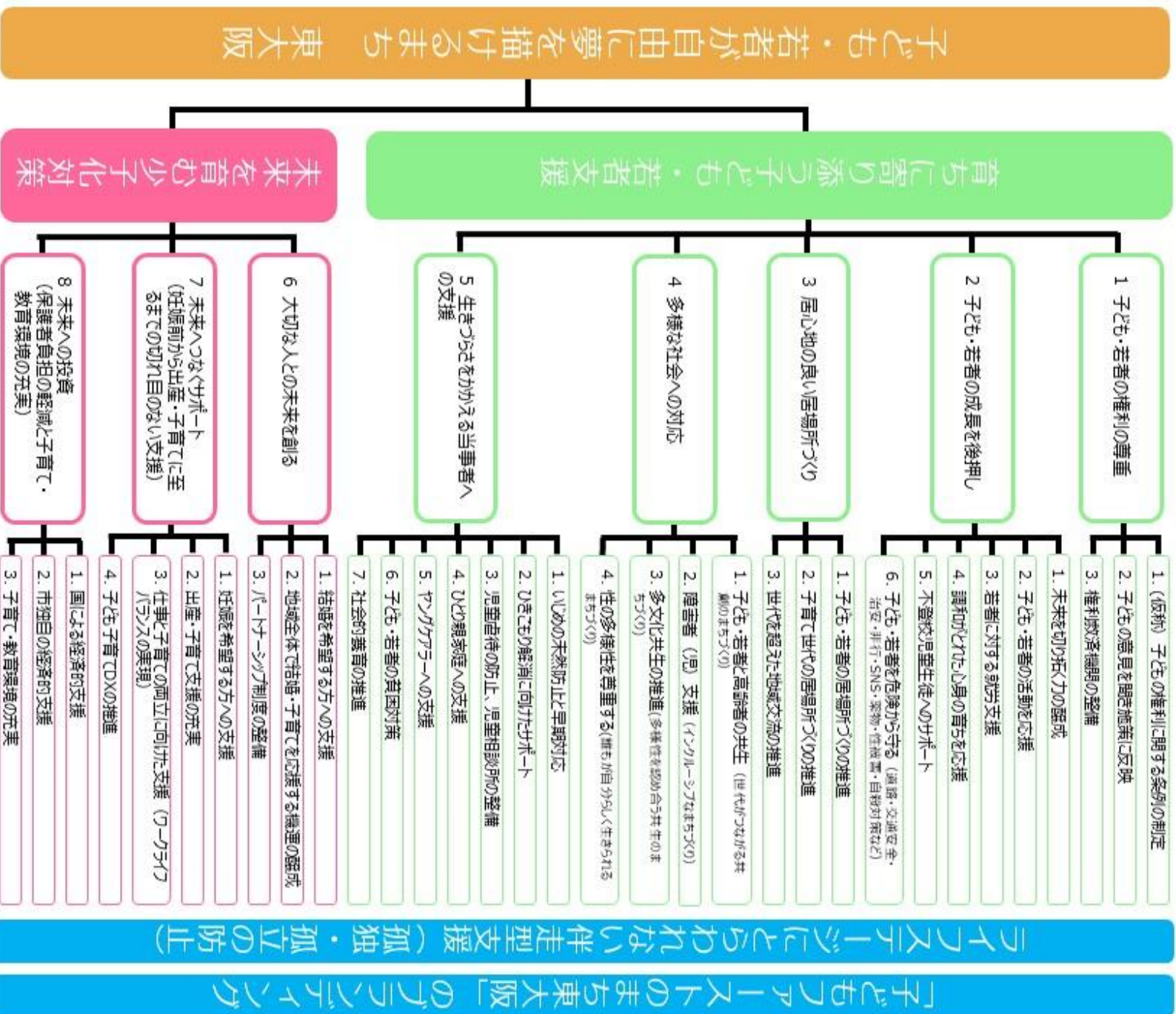
(令和4年9月15日付けこども家庭庁設立準備室事務連絡)

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義している。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。これを踏まえ、下記の判断基準により、行政文書においても「こども」表記を活用していく。

記

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：公職選挙法における「子供」 子ども・子育て支援法における「子ども」
 - ② 固有名詞を用いる場合
例：既存の予算事業名や組織名
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル
（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」
（令和4年6月7日閣議決定））

7 東大阪市子ども・若者計画の体系図



「誰一人取り残さない」

SDGsの推進



「子ども・若者の権利に関する条例の制定」のワンポイントのまち東大阪」のワンポイント
「子ども・若者が自由に夢を描けるまち 東大阪」

8. 東大阪市子ども・若者計画における「夢」の位置づけ

夢とは、それが叶ったときに自分が幸せを感じられることです。大きな目標や特定の職業だけでなく、日常の楽しみや「こうありたい」という漠然とした気持ちも、すべてが夢となります。

夢を叶えるための5ステップ

夢を描いてから叶えるまでの間には大きく5つのステップがあります。
人やモノ、知識や経験などに触れることでそれらのステップに自らの力で踏み出していくことができます。



令和7年度ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブルでは、「子ども・若者が夢を叶えられるまち」について多角的に議論しました。東大阪市子ども・若者計画における「夢」の定義は、当該会議で出た意見をもとに作成したものです。（別冊資料「東大阪市子ども・若者計画 ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル編」参照）

夢の5か条 (ゆめの5かじょう)

1. 夢は自分で描くもの (ゆめはじぶんでえがくもの)

ゆめは、誰かの期待や押しつけではなく、自分の気持ちから生まれ、大切に扱われるべきものである。

2. 夢は誰でも描けるもの (ゆめはだれでもえがけるもの)

年齢や性別、環境にかかわらず、誰もが自由に夢を描くことができる。

3. 夢は急いで見つけなくてよいもの (ゆめはいそいでみつけなくてよいもの)

誰かと比べて早く夢を見つける必要はない。たとえ夢が無くて悩んだり、探したりしても、自分と向き合う大切な時間となる。

4. 夢は途中で描き直せるもの (ゆめはとちゅうでえがきなおせるもの)

途中で迷っても夢は育ち続ける。成長や環境の変化によって夢が変わることや、一度立ち止まって夢と向き合い直すことも、夢への前進である。

5. 夢は見るだけではなく、叶えるもの (ゆめはみるだけではなく、かなえるもの)

夢の実現は、自分を認める心を育てる。夢と向き合い自ら考えて動くこと自体に価値があり、たとえ夢が叶わなくても、そのために努力した経験は自分の力となり、次の夢へとつながっていく。

夢を見守る3つの約束 (ゆめをみまもる3つのやくそく)

1. 夢はみんなで受け止める (ゆめはみんなでうけとめる)

周りの人たちは、子ども・若者の夢を否定せずに向き合い、まずは受け止める存在になる。その存在が子ども・若者の主体性を生む。

2. 夢はみんなで広げる (ゆめはみんなでひろげる)

周りの人たちは、子ども・若者の視野を広げ、選択肢を増やす役目がある。他者との関わりや対話によって、夢はより現実的なものになっていく。

3. 夢はみんなで叶えていく (ゆめはみんなでかなえていく)

一人ひとりの夢を見守り、みんなで応援し続ける。夢への挑戦は、みんなの成長をもたらす。



作者:辻田 泰清

9. 東大阪市子ども・若者計画における「自立」と「支援」の考え方と関係

自立 : 「一人でやる」「自分の力で生きていくことができる」ことではなく、困ったとき、しんどくなったとき、自分でできないときは様々な人や機関に助けを求め、助けを得ることができる、助けを受け入れることができることも含めた「生きる力」をもつこと。

(「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」p9から抜粋)

★「一歩ずつ、自分のペースで、自分らしく。」

支援 : 単なる「援助」とは異なり、子ども・若者が自ら選び、行動し、将来に向けて歩いていけるよう、その力を養い、伸ばし、自己決定を尊重しながら、子ども・若者とのパートナーシップのもと一緒に作り上げていくもの。

★「そばにいる支えが、みんなを強くする。子どもも若者も、保護者も支援者もみんなで育つまち」

★自立×支援＝無限の可能性★

「自分らしく進む。でも頼っても大丈夫！」 ～支援はゴールじゃない、自立へのスタート～

10. 東大阪市子ども・若者計画 別冊資料

1 東大阪市子ども・若者計画 資料編

本市の人口動態、結婚や出生の動向、就労状況などを掲載。

2 東大阪市子ども・若者計画 インタビュー・アンケート編

44団体256名への対面インタビューと夢に関するアンケート、結婚・定住に関する若者の意識調査の結果を掲載。

3 東大阪市子ども・若者計画 ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル編

令和7年度に開催したひがしおおさか地方創生ラウンドテーブルの開催概要と提案項目、印象的なエピソードを掲載。

11. 本計画における指標

《アウトカム指標》

「夢」に関するアンケート、「あなたは今、夢や目標がありますか？」に「ある」と答えた人の割合(%)

《現状値》

約50%
令和7年度



《目標値》

75%
令和9年度

**テーマ：すべての子ども・若者が健やかに成長し、
自立して社会に参加できるよう社会全体で応援する**

本計画の根拠となる「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者の自立と成長を社会全体で支えるための総合的な支援の仕組みをつくる法律です。国においては、令和5年にその上位法にあたるこども基本法の制定とこども大綱の策定により、すべてのこども・若者を「権利の主体」と位置づけ、その最善の利益を第一に、意見表明や社会参画の機会の保障、切れ目のない成長支援の充実が基本理念として示されています。大阪府においても、「大阪府子ども計画」に基づき、権利と多様性の尊重、安心して成長できる環境づくり、困難を抱える当事者への支援などが進められています。

一方、国の調査では、意見表明権を知らない子ども・若者が多く、意見を聞いてもらえていると感じる割合も低いなど、権利の主体として社会に参画している実感は十分とは言えません。また、日本の若者は諸外国と比べ自尊感情が低く、社会に貢献した経験や自己成長を実感した経験が乏しい傾向があると示されています。主体性や自己肯定感を育むためには、安心して挑戦できる体験機会と、それを支える相談先や居場所の充実が重要です。

さらに、グローバル化やデジタル化の進展により価値観が多様化する中、互いの違いを尊重し合える力を育むことが、共生社会の実現に不可欠となっています。本市においても、家庭の孤立化や経済的困難、ヤングケアラーの顕在化など課題が重層化しており、行政・学校・地域・民間が連携し、切れ目なく支える体制づくりが一層求められています。

以上のことを踏まえ、

1. 子ども・若者の権利の尊重
2. 子ども・若者の成長を後押し
3. 居心地の良い居場所づくり
4. 多様な社会への対応
5. 生きづらさをかかえる当事者への支援



の5つの柱のもと、子ども・若者一人ひとりの主体性や可能性を引き出し、安心して成長し、社会とつながりながら自分らしく生きていける環境づくりを推進してまいります。

《アウトカム指標》

市政世論調査における「あなたは、本市が子どもを生き育てやすいまちだと思いますか。」の肯定的回答率(%)

《現状値》

25.6%
令和7年度



《目標値》

50%
令和9年度

1 子ども・若者の権利の尊重

子どもは「権利の主体」であるとの認識のもと、すべての子ども・若者が自分らしく安心して生活し、子どもと大人が互いを尊重しながら、子どもの権利が自然に守られ、夢や希望の実現に向けたチャレンジを地域全体で支え、応援するまちをめざします。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- ・子どもの権利条約の批准から30年余りが経過した現在も、家庭や学校、地域社会における権利への理解や認識は十分とは言えず、社会全体で一層の周知・啓発が求められています。子ども・若者が「権利の主体」として意見を表明し、その意見が尊重される機会についても依然として限られており、社会参画の場の確保が課題となっています。
- ・令和5年4月に施行されたこども基本法では、子どもの権利条約の理念を国内法として明確に位置づけ、すべての子どもが意見を表明し、その意見が尊重されることを基本理念として示しています。また、地方公共団体に対しても、この基本理念に沿った施策の策定・実施が求められています。同年12月に策定されたこども大綱は、子ども施策の総合的な指針として、政策形成における子どもの参画や意見聴取、権利教育の推進、救済機関の整備などを盛り込んでおり、自治体の計画づくりや制度設計においても、子どもの意見を反映することが求められています。
- ・こども大綱の内容をふまえ、大阪府は令和7年3月に「大阪府子ども計画」を策定しました。同計画では、子どもの権利をすべての施策の前提として位置づけ、特に子ども・若者の意見表明の機会づくり、人権教育の推進、困難を抱える当事者への支援を重点分野として掲げています。
- ・深刻ないじめや児童虐待が社会問題となるなか、一部の自治体では、子どもの権利侵害に対応する救済機関（子どもオンブズパーソンなど）の設置が進められています。子どもが安心して相談できる環境を確保するためには、独立性・中立性が担保された体制構築が必要となります。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

・いじめや児童虐待などの権利侵害への対応や、子どもが相談できる窓口の整備などの取組みは進められているものの、本市においても、子ども・若者の権利に対する理解や意識は十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

・子ども・若者の声を丁寧に聞き、その意見を施策やまちづくりに反映していく仕組みについても、さらなる充実が求められています。加えて、権利侵害を未然に防ぎ、早期に適切な支援や救済につなげる体制の強化が課題となっています。

【今後の方向性】

・子どもを「権利の主体」として明確に位置づける本市独自の条例制定に取り組みます。あわせて、子ども・若者の声を丁寧に聞き、その意見を適切に施策へ反映する仕組みづくりを進めます。さらに、権利侵害を予防する観点から、早期発見・支援・救済まで切れ目のない体制を整備することで、子ども・若者が安心して暮らすことができ、子ども・若者の権利が尊重されるまちをめざします。



東大阪市子どもの権利に関する条例制定審議会の公募市民委員のみなさま

(仮称) 子どもの権利に関する条例の制定

01 子どもが権利を侵害されることなく、自分らしく生きることがもちろん、夢を持ち、その夢を実現できるまちとなるよう、子どもの権利を保障することを目的として、「(仮称) 東大阪市子どもの権利に関する条例」を制定します。

子どもの意見を聞き施策に反映

02 子ども・若者がまちづくりの様々な分野に主体的に参画し、自由な視点や感性に基づいて意見を表明できる機会や場を拡充します。また、その意見が施策に適切に反映されるよう努めるとともに、子どもアドボカシーに関する理解の促進に向けた取組みを進めます。

権利救済機関の整備

03 いじめや児童虐待など、子ども・若者への重大な権利侵害に対し、迅速かつ適切に対応できる体制を構築し、救済機関の整備を含む、より実効性のある権利擁護のあり方について、検討を進めます。また、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組めます。

主な取組み

- ・(仮称) 東大阪市子どもの権利に関する条例の制定
 - ・こども・若者の居場所づくりを推進
- ※主な取組みについては、第2次実施計画ver2.0における事業を記載しています。今後バージョンアップした場合は適宜追加します。

指標

子どもの権利に関する条例の制定

目標値
令和9年度制定

2 子ども・若者の成長を後押し

誰もが安心して成長できる環境を整えます。誰一人取り残さない東大阪をめざし、子ども・若者が輝ける社会の実現をめざします。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- 国では、教育振興基本計画により、持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を推進しています。一方で、令和6年度の小・中学校における不登校児童生徒数は約35.4万人で、12年連続で増加し、過去最多となっています。このような状況を踏まえ、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめ、文部科学省とこども家庭庁が連携し、こどもの育ち支援・子育て支援の観点から不登校対策に取り組んでいます。また、若者に対する就労支援については、ハローワークや若者サポートステーションなどが連携して再就職を後押しするなど、多様な働き方が広がる中で、若者が主体的にキャリアを選択できるよう制度を見直し、非正規雇用者の正規化を進めています。さらに、子ども・若者を危険から守るための法整備を進めており、令和6年にはこども性暴力防止法（日本版DBS）が成立し、令和8年に施行が予定されています。また、近年、増加傾向にある子どもの自殺という深刻な課題に対応するため、令和7年に自殺対策基本法を改正し、子ども・若者の命と心を守る取組みが進められています。
- 大阪府では、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進により、支援を必要とする子どもを含むすべての子どもに学びの機会を確保し、粘り強く挑戦し、自立して生きる力を育む取組みを進めています。また、若者が自らの意思で多様な将来を選択し、社会の中で自立できるよう支援を行っています。一方で、大阪府内の20歳未満の検挙・補導人員は2,900人（令和6年）で年々増加しているため、社会全体で子ども・若者を非行や犯罪から守る取組みを進めています。少年の健全育成のために少年サポートセンターを中心に、非行や問題行動の未然防止に向けた取組み、立ち直り支援などを実施しています。また、大阪府自殺対策計画に基づき、子ども・若者の心の健康を守るための支援を行っています。
- 社会では、「VUCA」の時代とも呼ばれているように、変化が激しく、先が読めない情勢が続いています。そのような中、誰一人として取り残されない、誰もが安心して成長できる環境が求められています。また、インターネット利用の低年齢化に伴い、子ども・若者の犯罪・薬物・性被害のリスクが高まっています。子ども・若者を危険から守るため、社会全体で子ども・若者が犯罪に巻き込まれることを防ぐ取組みが必要です。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

- 少子化に伴い、児童生徒数が減少する中、本市の特色を活かした未来につながる魅力あふれる学校づくりや小中一貫教育を推進しています。市内には4つの大学が立地し、通勤・通学により昼夜間人口比率が100を超えるなど、都市としての活力をもつ一方、市内企業の従業員数は減少傾向にあり、特に製造業を中心に担い手不足が深刻化しています。
- 次に、不登校児童生徒数は年々増加しており、令和4年度以降、1,000人を超える状況が続いています。教育の機会を保障するため、不登校児童生徒への切れ目ない支援が必要です。また、子どもを対象とした施策は教育委員会や子どもすこやか部が中心となって担っていますが、若者に関わる支援や若者の活動のコーディネートを担当する組織が存在しておらず、若者施策推進にあたっての体制整備が課題となっています。

【今後の方向性】

- 変化の激しい社会の中で、誰一人として取り残されず、一人ひとりが幸せと思える生き方と社会環境を創造し、個人と地域社会のウェルビーイングが高まる社会をめざします。不登校児童生徒が増加する中、教育の機会を保障し、個々の状況に応じた最適な支援を実施します。子ども・若者の安全安心については、大阪府警や庁内関係部局などと連携を取りながら、地域ぐるみで子ども・若者の安全を守るまちづくりを推進します。また、インターネット上の誹謗中傷や差別などによる人権侵害に対応すべく、新たに制定した条例をもとに取組みを進めます。

学校の学びは、教室の中だけじゃない

市内に住む高校3年生が教えてくれた、学校生活での大きな学びは、「アウトプットできる場所」や「人と関われる場所」があったことでした。授業だけでなく、教室の外にも学びの場が広がっていることを実感したそうです。

その1つが、市のイベントでのボランティア活動でした。来場者への案内や声かけを経験する中で、「前よりも接客がうまくなったと思う」と、自分の成長を感じられたそうです。**将来について、「自分の性格や得意なこと、何が向いているのかが分からなくて、不安になることもある」と**、率直な思いも聞かせてくれました。そんな時、ボランティアを通じて出会った、親以外の大人から声をかけてもらったことが、大きな支えになったそうです。頑張っている点を具体的に褒めてもらったり、アドバイスをもらったりした経験が、「自分にもできることがあるんだ」と思えるきっかけになり、自信につながったと話していました。「親に言われると、つい反発してしまうけれど、**別の大人から言われると素直に受け止められる**」という言葉は印象的でした。

学校や地域の中で、様々な大人と関わりながら、自分の力や可能性に気づいていく。そんな経験が、将来への不安を少しずつ和らげ、前に進む力になっていることが伝わってくるエピソードでした。

卒業してからも、みんなで会いに来てくれるんです

教育支援センターの職員が、「この仕事をしていて良かったと感じる瞬間」として教えてくれたのが、過去に教育支援センターに通っていた子どもたちの姿でした。小・中学校で不登校を経験し、教育支援センターで過ごした子どもたちが、高校に進学した後、学校がそれぞれ違うにもかかわらず、連れ立って教育支援センターを訪ねて来てくれることがあるそうです。集まった子どもたちは、高校生活で頑張っていることや、思うようにいかずショックだった出来事などを、自然と共有しているといいます。職員の方は、その様子を見て、「**一人で抱え込まずに、仲間と気持ちを分かち合っていることに安心する**」と話してくれました。「**ここが、子どもたちにとって拠り所であり、ほっとできる居場所になっているのだと思えるのが、何よりうれしい**」という言葉もあり、安心して過ごせる場所や信頼できる人との出会いが、その後も子どもたちの支えとなっている様子がうかがえます。教育支援センターも、そうした人とのつながりを育む場の1つになっていることを感じるエピソードでした。

未来を切り拓く力の醸成

01 未来を切り拓く力の醸成により、すべての子どもたちが可能性を伸ばし、健やかに育つための支援を実施します。地域や学校、家庭との連携を強化し、子どもの主体的な活動や居場所づくり、社会参画を促進します。また、困難を抱える子ども・若者への支援体制を充実させ、誰一人取り残さない、誰もが安心して成長できる環境を整備します。

子ども・若者の活動を応援

02 キャリア教育や金融教育、トップアスリート連携事業などにより、進学・就職など人生の選択肢に向けた価値観形成を支援し、学校や地域との連携を深め、実践的な学びの機会を提供することで、主体的に人生を描けるよう支援します。また、地域や企業、大学と連携したイベントの実施やビジネスコンクールの開催支援、起業しやすい環境の整備などにより、子ども・若者の活動を応援します。

若者に対する就労支援

03 キャリア形成支援として、職業体験やスキルアップのための講座を提供します。また、地元企業との連携により、若者が自分らしい働き方を実現できるまちづくりを推進します。

調和がとれた心身の育ちを応援

04 子ども・若者が心身ともに健やかに育つための支援に力を注ぎます。学校・医療機関との連携により、心身の不調の早期発見・早期支援や企業・事業所によるメンタルヘルス・ワークライフバランスの取組みの支援、安心して自分らしく生きるための心の土台づくりを進めます。また、セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方やプレコンセプションケアについての啓発を行います。

方針

不登校児童生徒へのサポート

05 相談支援体制の充実を図り、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、はぐくむこどもセンターとの連携により早期発見、早期支援体制を構築して対応します。また、校内教育支援ルームや教育支援センター（ふれあいルーム・ふれあいオンラインルーム）における学習支援や教育センターによる相談支援など、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。

子ども・若者を危険から守る（道路・交通安全・治安・非行・SNS・薬物・性被害・自殺対策など）

06 通学路の整備、スタントマンによる交通安全教室の実施により、交通事故の防止に努めるとともに、大阪府警や学校、地域と連携を取りながら、見守り活動やSNS・情報リテラシー教育、特殊詐欺への加担防止、薬物被害、性被害の防止などの対策を実施します。自殺対策については、第2次東大阪市自殺総合対策計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない東大阪市」の実現をめざし、包括的な支援を進めます。

主な取組み

- ・みらいにつながる魅力あふれる学校づくり事業
- ・トップアスリート連携事業 ・キャリア教育推進事業
- ・就活応援窓口事業
- ・教育支援センター事業（ふれあいオンラインルーム）
- ・校内教育支援ルーム「SSR」支援員配置事業
- ・スタントマン交通安全教室 ・治安対策事業

指標

市政世論調査における「学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると感じますか。」の肯定的回答率(%)

現状値	目標値
35.7% 令和5年度	50% 令和9年度

3 居心地の良い居場所づくり

すべての子ども・若者と子育て世代が安全に、安心して自らの居場所を感じながら、成長・活躍できる社会をめざします。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- 子ども・若者が誰一人取り残されず、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが求められています。
- 家庭、学校、地域などが、子ども・若者の成長の場、安全・安心な居場所として、ウェルビーイングの観点からより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子ども・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進することが求められています。
- 魅力ある学校づくりと学校外の学びの充実を推進するとともに、すべての子ども・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるような居場所（サードプレイス）を増やし、さらには、安全や衛生に配慮した適切な環境のもと、外遊びなど各種の体験・交流活動の機会の充実を図ることが大切です。
- こども家庭庁が行ったアンケート調査で、「学校は、子どもが安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の一つと思う」があり、「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答した割合は54.4%にとどまっています。
- また、同庁が行った別のアンケート調査において、子育てにおける孤立感を感じた親は26.4%であり、子ども・若者だけでなく、子育てをする親の居場所づくりにも目を向ける必要があります。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

- 子どもたちの居場所については、無作為抽出の市民が参加する「ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル」において毎年関心の高いテーマであり、安全・安心な居場所、高齢者との多世代交流ができる居場所や、地域が子どもたちをあたたく見守る居場所の創出が重要であると提案されました。また、市民を対象に実施した「子ども・若者が夢を叶えられるまちづくり」に関するアンケート調査では、『子ども・若者の成長を後押し』とともに『居心地の良い居場所づくり』と回答した人の割合が多く、居場所づくりは関心の高い取り組みであることがわかりました。また、若者の「居場所」ニーズは高いものの、大人の目がないフリースペースは溜まり場化、あるいはトラブル化しやすいといった課題も指摘されています。市役所22階の展望ロビー改修、図書館での自習を可能にするなど、子ども・若者・子育て世代にとって、居心地の良い居場所づくりに少しずつ取り組んでいます。「こんな居場所があったんだ」、「居心地が良いな」と思ってもらえるような居場所づくりに当事者の意見を聞きながら取り組むとともに、これらの取り組みを効果的にPRします。

【今後の方向性】

- 既存の公共施設（公民館、図書館、市民プラザ、社会福祉協議会など）の活用や民間企業、高齢者等施設との連携を進め、学習の場や世代を超えた交流の場の創出など、創意工夫により子ども・若者が安心して過ごせるよう、居心地の良い居場所づくりに取り組みます。

コラム -COLUMN-

自分の良さに、なかなか気づけない子が増えている

市内高校の先生からは、「安心できる居場所を求める生徒が増えている」という声が聞かれました。SNSの影響もあり、周囲からどう見られているかを強く意識するあまり、自分らしさを表に出せない生徒も多く、「**ここがあなたの良さだよ**」と、**できるだけ具体的に声をかけるようにしている**とのことでした。また、自分で考えて困りごとを乗り越える経験が少なく、誰かに答えを示してもらわないと動けない生徒も増えたと感じているそうです。現在、その学校では、生徒が主体となって企画・運営する課外活動のプロジェクトに取り組んでいます。学年やクラスを越えて関わりながら、自分の意見を出し、主体的に活動する経験を通じて、「**ここなら自分らしくいてもいい**」と思える居場所づくりを進めているといいます。「**子どもがつまずかないようにと、保護者も教員も先回りして道を整えてしまいがちだが、転んでしまった時に、どう立ち上がるかを学ぶことも大切**」との言葉も印象的でした。上手くいかなかったことも含めて、経験の積み重ねが自信につながる、その大切さを改めて感じられるエピソードでした。

子ども・若者の居場所づくりの推進

01 子ども・若者が社会的なつながりを感じ、自身の成長を感じることができる居場所を創出するために、子ども・若者の意見を聞きながら、公民連携で協創して居場所づくりに取り組みます。また、みんなが安心して過ごすことができる居場所を示した“居場所マップ”を作成し、公表していきます。

子育て世代の居場所づくりの推進

02 ハード事業とソフト事業を組み合わせることで、子育て中の親の孤立を防ぐとともに、親と子どもがともに安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。

世代を超えた地域交流の推進

03 未来を担う子ども・若者の成長を地域全体で支えるべく、子どもの見守りや居場所づくりの担い手として地域の実情に応じた取り組みを推進し、地域交流や世代間交流を進めます。

主な取り組み

- ・こども・若者の居場所づくりを推進
- ・居心地の良い空間づくり事業
- ・こども家庭センターの設置（母子保健と児童福祉の一体化）

指標

市政世論調査における「子ども・若者の居場所は充実していると思いますか。」の肯定的回答率（%）

現状値

12.6%
令和7年度



目標値

25%
令和9年度

4 多様な社会への対応

障害の有無、国籍、性別、家庭環境、年齢、世代などを越えたかかわりを持ち、子ども・若者が自らの個性や特性を尊重されながら成長し、安心して社会の一員として活躍できる環境をつくり、自分らしく生きる力を育み、共に支え合い、違いを認め合う地域社会の実現をめざします。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- 国では、こども基本法の施行や障害者差別解消法の改正、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定などにより、障害の有無、国籍、性別、家庭環境、年齢や世代にかかわらず、誰もが尊重される社会の実現を推進しています。あわせて、地域共生社会の理念のもと、あらゆる世代が地域の中で役割を持ち、支え合う社会づくりが重視されており、自治体においては多様性に配慮した包括的な施策の展開が求められています。
- 大阪府においても、多文化共生施策の推進、障害福祉分野における地域移行、性的指向・性自認の多様性に関する理解促進に加え、世代間交流や地域のつながりを活かした支援の取組みが進められています。府域全体で、多様な主体が地域の中でともに暮らし、支え合う体制づくりが進展しています。
- 社会では、価値観の多様化などにより、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。地域とのつながりの希薄化が課題となる一方で、年齢・世代を超えた交流や相互理解が、孤立の防止や地域力の向上につながるものとして期待されており、一人ひとりの違いを認めながら、ともに支え合う地域社会の形成が求められています。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

- 子ども・若者と高齢者の共存について、地域福祉計画に基づき、世代を超えた支え合いと共創のまちづくりを推進しており、子どもから高齢者までが地域で役割を持ち、相互に支え合うことができる環境づくりに取り組んでいます。また、障害者支援については、障害者プランに基づき、「地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」を基本理念として施策を推進しています。障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが人格と個性を尊重し合い、障害のある人が社会の対等な構成員として分け隔てられることなく地域で暮らすことができるインクルーシブな社会の実現をめざしています。さらに、多文化共生の推進については、多文化共生指針に基づき、日本語支援や生活情報の多言語化などを進めるとともに、外国にルーツを持つ子ども・若者及びその家庭が、地域社会の中で孤立することのないよう支援体制の整備を進めています。加えて、性の多様性の尊重については、男女共同参画推進計画に基づき、性のあり方は一人ひとり違うことを認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会づくりに引き続き取り組みます。
- 子ども・若者を取り巻く環境がますます複雑化する中で、若者の孤立化への対応、多文化共生の推進や障害への理解、性の多様性を尊重するまちづくりを進めることが必要です。誰もが自分らしく安心して暮らせる共生の仕組みづくりが求められています。

【今後の方向性】

少子高齢化の進行、家族構成や働き方の変化、外国にルーツを持つ人の増加、ジェンダー意識の変化などにより、子ども・若者を取り巻く環境は一層多様化しています。互いを認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現をめざします。

地域で支え合える関係が、もっとあればいい

市内の障害福祉施設の職員の方に、現在の支援の傾向についてお伺いしたところ、「地域で支えられるはずの部分まで、家族と福祉施設が支えざるを得ない現状がある。」と教えてくれました。これは障害のある方に限らず、子どもや高齢者の支援にも共通する課題だと言います。家族の負担軽減を福祉施設が担っている一方で、現場は慢性的な人手不足にあり、受け入れにも限りがあります。そのため、「**子ども・高齢者・障害のある人と分けて考えるのではなく、地域全体で支え合える関係があれば**」と、地域の役割の重要性に触れられていました。

「**少し前までは、地域の中で自然と声かけや見守りがあった**」、「**今は障害があるかどうかなどで、すぐに線を引いてしまう社会になっているように感じる**」との言葉も印象的でした。地域のなかでほんの一步踏み込んだ助け合いがあれば、誰かの支えにつながるはず。地域でできることについて考えさせられるエピソードでした。

ありのままの自分で、安心して過ごせることが大切

LGBTQなど性のあり方が多様な人を支援する相談員の方に、子ども・若者を取り巻く環境について伺ったところ、「性別に限ったことではなく、**人を必要以上に分けて考える必要はないのでは。**」と感じていると言います。例えば制服に関して、学校によっては選択制を取り入れる動きも広がっていますが、実際には採寸や販売の場面で、「こちらの方がいいのでは」と勧められ、選択肢があっても選びにくいと感じる子どもの声も聞かれるそうです。男子用・女子用と分けるのではなく、タイプA・タイプB・タイプCといった形で選べるようにするなど、子どもが自然に選択できる環境づくりの大切さを教えてくれました。また、カミングアウトをめぐるっては、周囲から打ち明けることを求められる場合がある一方で、本人が伝えたいと望んでも、学校や家庭の事情から控えるよう求められるケースもあると言います。大切なのは、**カミングアウトをするかどうかに関わらず、すべての子どもがありのままの自分で学校生活や地域生活を送れる環境を整えること**であり、**子ども自身に判断や責任を背負わせない関わりが求められている**と話してくれました。多様な性のあり方をもつ子ども・若者が、自分らしく安心して過ごせる環境を整えていくためには、特別な配慮に限らず、日常の中で「切り分けしすぎない」視点をもつことの大切さをあらためて考えさせられるエピソードでした。

方針

子ども・若者と高齢者の共存(世代がつながる共創のまちづくり)

01 子ども・若者と高齢者、地域住民が日常的に交流し、互いの理解と関わりを深める機会を創出することで、誰もが地域の一員として安心して暮らせる「地域力の強い東大阪」の実現をめざします。

障害者（児）支援（インクルーシブなまちづくり）

02 障害のある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築及び医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築などを図り、地域社会への参加やインクルージョンを進めます。

多文化共生の推進(多様性を認め合う共生のまちづくり)

03 多様な文化的背景をもつ子ども・若者が安心して学び、暮らせるよう、多文化理解の促進と外国ルーツの子どもへの学習・生活支援の充実を図ります。

性の多様性を尊重する(誰もが自分らしく生きられるまちづくり)

04 性的マイノリティを含めた性の多様性への理解を進め、誰もが互いを尊重し合い、子ども・若者が安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

主な取組み

- ・人権啓発促進・平和推進事業
- ・多文化共生教育推進事業
- ・外国人児童生徒等への日本語教育等推進事業
- ・療育教室事業
- ・医療的ケア児支援事業
- ・相談支援事業（発達障害相談支援事業）

指標

誰もが自分らしく生きられるまちと
感じる肯定的回答率（%）

目標値

（今後実施するアンケートをもとに設定）

5 生きづらさをかかえる当事者への支援

いじめ、ひきこもり、虐待、貧困、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど、困難な状態を抱える子ども・若者や家庭が増加している。教育・福祉・保健・医療などが連携し、早期発見・切れ目のない支援を推進するとともに、経済的状況や家庭環境にかかわらず、すべての子ども・若者が安心して成長できる環境を整えます。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- 国では、いじめ防止対策推進法、児童虐待防止法、児童福祉法の改正、こども基本法の施行などを踏まえ、いじめ、児童虐待、ひきこもりなどへの対応強化が進められています。こども家庭庁を中心に総合的な支援体制の充実が図られ、児童相談所体制の強化や社会的養育の推進など、生きづらさを抱える子ども・若者を早期に把握し、切れ目なく支援する仕組みづくりが重視されています。これらを受け、自治体には分野横断的な連携の強化と包括的な支援体制の構築が求められています。
- 大阪府では、ひきこもり地域支援センターの設置や教育相談体制の充実、児童虐待への対応強化などが進められています。家庭支援や若者支援を含め、関係機関が連携しながら、府域全体で切れ目のない支援体制を構築する取り組みが展開されています。
- 社会では、家庭の孤立化や経済的困難、ヤングケアラーの顕在化など、子ども・若者を取り巻く課題が複雑化・多様化しています。従来の制度や分野ごとの支援だけでは対応が難しいケースも増えており、行政、学校、地域、民間団体などが連携して支える体制の必要性が一層高まっています。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

- 令和6年度のいじめ認知件数は2,249件となっており、いじめ事案への対応が重要な課題となっています。前年度より減少しているものの、引き続き未然防止や早期発見・早期対応に取り組む必要があります。また、ひきこもりに関しては、ひきこもり状態にある子ども・若者への支援はもちろんのこと、その家族への支援も必要であり、福祉・保健分野と連携した相談支援を実施しています。児童虐待への対応については、通告件数が一定数で推移しており、要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の早期発見・早期対応の強化を進めています。
- 令和12年の児童相談所設置に向け、専門職の確保・育成や関係機関との連携体制の整備など、段階的な準備を進めています。また、ひとり親家庭への就労・生活支援、ヤングケアラーの把握と支援体制の構築、子どもの居場所づくりや学習支援などの貧困対策を推進しています。加えて、里親制度の周知・啓発や関係機関との連携などにより社会的養育の推進に取り組んでいます。
- 支援課題が複雑化するなかで、支援のはざまが生じやすい状況にあることから、教育・福祉・地域との分野横断的な連携がより一層求められております。また、予防的支援や早期対応のさらなる強化が必要です。

【今後の方向性】

- 中核市としての権限と機能を活かし、関係機関が一体となった支援体制の構築を進めます。支援を必要とする家庭の早期発見・早期支援に取り組むとともに、予防の視点もふまえ、子ども・若者一人ひとりの状況に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援を行い、安心して成長できる環境づくりを推進します。

コラム -COLUMN-

一緒に悩み、一緒に考えることを大切にしています

地域での生活に関する困りごとに寄り添い、関係機関や地域をつなぐ役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）。支援にあたっては、「顔の見える関係づくり」と「踏み込みすぎない関わり」を大切にしているといいます。地域とのつながりが希薄になり、身近な人に相談しづらい状況がある中、CSWは「いっしょに悩み、いっしょに考える」存在として関わり、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごせるよう支援を続けています。

今回お話を伺ったのは、あるCSWと、その関わりを通して少しずつ地域とのつながりをもてるようになった若者です。外へ出ること苦手意識があり、人が多い場所を避ける傾向にありましたが、現在は、月に1度自治会館で開かれるコミュニティサロンに参加し、飲み物やお菓子の配膳、片付けなどを手伝っています。以前はCSWの付き添いが必要でしたが、今では1人で会場に来られるようになり、参加も2年ほど続いています。本人にとっても「楽しい」と感じられる時間になっているそうです。サロンには高齢の参加者が多く、「同世代よりも年上の方と一緒にのほうが気楽に過ごせる」と話し、「家から出られるようになった」と振り返ります。また、CSWについては「お姉ちゃんのように話しやすい存在」と語ってくれました。普段は、配信活動や音楽、ダンスなど、自分の「好き」を大切にしています。こうした興味や関心が、人との関わりをさらに広げるきっかけにもなっています。日々の生活の中で安心して関われる場所や人とのつながりが、孤立を防ぎ、自分らしく暮らしていく支えとなっていることが伝わるエピソードでした。



いきいきネット相談支援センターの
CSWのみなさま

いじめの未然防止と早期対応

- 01 学校や関係機関との連携を強化し、いじめの未然防止に向けた取組みを進めるとともに、早期発見・早期対応を図ります。あわせて、相談支援体制の充実や多様な居場所づくりを推進し、子ども・若者が孤立することなく、安心して学び、社会とつながり続けられる環境を整えます。

ひきこもり解消に向けたサポート

- 02 ひきこもり状態にある子ども・若者やその家族に対し、身近で相談しやすい体制の充実を図ります。個々の状況や段階に応じた支援を行うとともに、関係機関との連携を通じて、社会参加や自立に向けた継続的な支援を進めます。

児童虐待の防止、児童相談所の整備

- 03 児童相談所の整備を着実に進め、関係機関と連携した虐待の早期発見・迅速な対応体制を構築します。あわせて、家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことで、子どもの安全と健やかな成長を守ります。

ひとり親家庭への支援

- 04 就業支援や相談支援、生活支援に取り組み、ひとり親家庭の経済的な安定を支えることにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

方針

ヤングケアラーへの支援

05 ヤングケアラーに早期に気づき適切な支援につなぐため、学校や関係機関との連携を進めます。また、ヤングケアラーが家庭内で過度な負担を抱えることなく、子どもらしい生活を送れるように相談・支援を進めます。

子ども・若者の貧困対策

06 経済的に困難な状況にある家庭の子ども・若者に対し、学びの機会や食事、居場所の提供など、必要なサービスが確実に届くよう、地域や関係団体と連携し、切れ目のない支援体制の整備を進めます。

社会的養育の推進

07 関係機関や地域との連携を通じて、子ども一人ひとりが安心して成長できる養育環境の整備を進めます。また、児童相談所の設置を見据え、引き続き社会的養育の推進に向けた準備に取り組みます。

主な取り組み

- ・ひきこもり等相談支援事業
- ・断らない包括的支援事業～誰ひとり取り残さない・寄り添い・つなげていく～
- ・児童虐待防止事業
- ・児童相談所整備事業
- ・ヤングケアラー支援事業
- ・スクールソーシャルワーカー配置事業
- ・こども家庭センターの設置（母子保健と児童福祉の一体化）

指標

子どもの未来応援プランにおける「地域で支えられていると感じる人」の割合(%)

現状値 67.1%
令和4年度

→

目標値 80%
令和9年度

テーマ：国の制度を土台としながら、本市の実状に合わせた経済的支援や公共投資と、妊娠期から出産・子育てに至るまでの切れ目のない支援により、単なる出生者数対策ではなく誰もが安心して生み、育てられるまちづくりをめざします。

平成15年に少子化対策基本法が制定され社会全体で総合的・長期的に少子化対策に取り組むことを定めましたが、依然として少子化に歯止めはかからず、令和6年の出生者数は約68万人となりました。

未婚化・晩婚化の進行や、雇用の不安定化、将来への経済的不安、出会いの機会の減少に加え、仕事と子育ての両立の難しさや周囲に頼りにくい状況は、保護者の心理的負担を高め、子育てに対する不安感や負担感を強める要因となっており、社会構造の変化が複合的に影響しています。

また、令和7年に打ち出された「地方創生2.0基本構想」では、人口減少を前提に地域が自立することをめざしています。

国では、こども基本法及びこども大綱に基づき、こどもを生み育てることが個人の希望として尊重され、誰もが安心して家庭を築き、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けた取組みが進められています。また、具体的な取組みを進めるべく、「こども未来戦略」及び「こども・子育て支援加速化プラン」により、経済的支援に加え、相談支援や地域での見守り体制の充実など、子育て世帯の心身の負担軽減に向けた取組みを強化しています。

大阪府においても、「大阪府子ども計画」のもと、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援や、経済的負担の軽減、社会全体で子育てを支える環境づくりが重要な柱とされています。

本市においては、国の制度を踏まえつつ、結婚・出産を希望する方へのサポート、市独自の経済的支援や公共投資、市民に最も近い基礎自治体としてマンパワーによる切れ目のない支援を行い、単なる出生者数対策を超えて安心して生み、育てられるまちづくりをめざします。

以上のことをふまえ、

- 1.大切な人との未来を創る
- 2.未来へつなぐサポート
(妊娠前から出産・子育てに至るまでの切れ目のない支援)
- 3.未来への投資 (保護者負担の軽減と子育て・教育環境の充実)



の3つの柱のもと、結婚や子育てを希望する人々の思いを後押しするとともに、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進し、未来の東大阪の成長につなげてまいります。

《アウトカム指標》

0～9歳人口の増加数：令和7年10月1日付人口（31,267人）と比較して増加

6 大切な人との未来を創る

家庭や子育てに夢や希望をもち、その喜びを実感できる社会環境の整備に取り組むとともに、大切な人との生活を築き、一人ひとりが「自分らしい幸せ」を選択し、それぞれが描く未来を叶えることができる環境づくりをめざします。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- 国では、若者の結婚を後押しするため、婚活支援やAIマッチングなどの公的な出会い支援を強化しています。また、結婚新生活支援事業による新婚世帯への経済的負担の軽減や、ライフデザイン支援などにより子育てに温かい社会づくりや機運醸成の取り組みを行っています。また地域少子化対策重点推進交付金制度により、地域の実状や課題に応じた結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援施策を財政面より後押ししています。
- 大阪府では、企業・団体・自治体が連携する「おおさか結婚応援ネットワーク」を通じて、地域ぐるみの出会い・結婚支援を進めています。当組織における情報共有や支援取組の連携・協働により、社会全体で支援機運を高めています。さらに、結婚から妊娠・出産・子育てまでを包括的に支える子育て・結婚応援事業を実施することで、子育てによる負担を軽減し、府内の少子化対策を後押ししています。
- 全中核市では、結婚や定住促進に関する事業の照会をしたところ、7割程度が実施しているものの、その多くは国の補助制度の範囲内で行われており、都市部周辺もしくは県庁所在地という一定の人口規模を持つ中核市レベルでは、効果的な施策展開は難しい印象です。また、定住促進については、定住×雇用や空き家対策といった複数の行政課題を組み合わせたものが目立ちます。
- 社会全体の状況として、人口減少や少子化の進行、働き方や家族形態の多様化など、社会構造が大きく変化しています。結婚や子育ては個人の自由な選択である一方で、経済的不安や孤立感、また将来の見通しの立ちづらさなどにより、結婚や子育てを希望していてもなかなか踏み出しにくい状況があります。そのため、当事者だけの課題として捉えるのではなく、社会全体で支え応援する機運を醸成するとともに、支援体制の構築が求められています。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

- ・「子どもの未来応援プラン」及び「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・子育て・生活への支援制度を整備し、様々な子育て支援を行っています。人口減少と少子化のさらなる進行に歯止めをかけるため、結婚支援事業として婚活イベントとフォトウェディングを実施しています。地域資源や市の魅力を活かしたイベントを企画し実施することで、市への関心を高めて愛着の醸成や移住・定住促進を図り、本市での結婚・出産、さらには子育てに希望をもつことができる機会づくりを行っています。
- ・また、本市ではアンケートにより結婚や出産・子育てに対する意識調査および支援のニーズ調査を行い、課題の洗い出しを試みっていますが、その実態把握は難しい状況です。子どもや子育てに関する支援の枠組みはあるものの、「若者・子育て世代が家庭を築きやすい環境」の整備を、地域全体においてより一層推進していくことが必要不可欠となっています。

【今後の方向性】

- ・結婚・子育て支援に対するニーズの実態把握については、今後も引き続き調査を行っていく必要があります。家庭形成・結婚・子育てを応援する地域づくりの後押しや、「子どもファーストのまち東大阪」の魅力発信など、家庭形成・結婚・子育てを前向きに考えられる社会的機運の醸成を図ります。また、多様なライフスタイルへの対応を積極的に行い、包括的な支援体制を強化し、誰もが自分らしく幸せな生活ができるまちをめざします。
- さらに、本市では令和8年度よりパートナーシップ制度を導入します。性的マイノリティはもちろん、すべての人が人生のパートナーや大切な人とともに安心して暮らすことができる、人権尊重のまちづくりを進めます。

結婚を希望する方への支援

01 婚活イベントの実施により、出会いの機会の創出を図ります。また、将来の妊娠や出産に備えた心身の健康に対する意識づくりやライフデザイン支援として、プレコンセプションケアの取組みを推進します。

地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

02 結婚や家庭形成を応援する地域風土づくりに向けて、「子どもファーストのまち東大阪」ブランドの確立をめざします。あわせて結婚・子育て支援に対するニーズについては、引き続き調査を行い、地域の実状に応じた取組みを検討していきます。

パートナーシップ制度の整備

03 誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らすことを目的とした、東大阪市パートナーシップ制度を導入します。あわせて制度の周知啓発を行い、すべての人が自分らしく生きることができる社会をめざします。

主な取組み

- ・結婚支援事業
- ・「子どもファーストのまち東大阪」ブランドの確立

指標

結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合(%)

現状値

調査中
令和7年度



目標値

80%
令和9年度

7 未来へつなぐサポート（妊娠前から出産・子育てに至るまでの切れ目のない支援）

妊娠・出産・子育てを一貫して社会全体で子育てを支える環境を整備し、家族の多様なニーズに寄り添う仕組みを構築し、孤独・孤立を感じることなく、安心して子どもを産み育てることができるよう切れ目のない支援に取り組みます。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- 現在、日本の少子化は、歯止めがかからない状況が続いています。令和6年の出生数は初めて70万人を下回り、約68万人となりました。生まれてくる子どもが少なくなることで、人口が減少し、働く人の数が減って、病院や高齢者施設、保育所をはじめとした様々な場面で人手不足になっています。
- 国は2030年までの期間を少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとして、「こども未来戦略」をつくり、「こども・子育て支援加速化プラン」を推し進めています。
- また、近年子育て当事者が抱える不安や孤立感が大きな社会問題となっています。その原因として、親や近隣の親族とのつながりが薄れ、頼る人がいないことや、地域コミュニティの希薄化により、子育ての苦労を共有する隣人や友人との距離が遠くなっていることなどが挙げられます。
- 共働き世帯では、時間的な制約も多く、仕事・家事・育児に追われる中で、他者との交流の時間が減り、孤立感を感じることで子育てへの不安やストレスが重くのしかかっているとも考えられています。
- 一方で、インターネットの発展により、子育てに関する情報を入手することは容易になっていますが、膨大な情報から必要な情報を取捨選択することに疲労を覚える子育て当事者も多くなっています。
- こうした状況の中で、子育て当事者が安心して子育てができるよう、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援が必要です。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支えるため、伴走型相談支援事業を実施しています。また、産後ケア事業により、出産後の母親の心身のケアや育児に関するサポートを行う他、妊娠を希望する方が男女ともに正しい知識を身につけ、健康的な生活を送ることができるよう、プレコンセプションケアの推進にも取り組んでいます。加えて、母子健康手帳を電子化したアプリを導入し、子どもに関する様々な情報を集約しDX化を進めることで、来庁や電話の手間を減らすなど、子育て当事者の負担軽減にも努めています。

・妊娠期から子育て期までの支援体制の整備を進めているものの、在宅で子育てをしている家庭には、支援や情報が十分に届きにくい状況が見られ、孤立を防ぐためのさらなる取組みが求められています。また、多様化する子育てニーズに対し、相談支援や情報提供をより一体的かつ継続的に行う体制が充実していないことが課題となっています。ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブルでも親にゆとりや心の余裕がないと、子どもたちの夢を応援できないのでは、といった議論がありました。

【今後の方向性】

・すべての妊産婦・子育て当事者・子どもに対して切れ目のない支援を実現するため、相談支援や情報提供等を母子保健機能と児童福祉機能が一体的に支援する「こども家庭センター」の役割を果たす「はぐくむこどもセンター」を設置します。あわせて、在宅で子育てをしている家庭の孤立防止や、支援が届きにくい状況の改善を図るため、支援員による個別訪問を推進するなど、切れ目のない支援に取り組み、子育てを楽しむ視点を大切に未来へつなぐサポートを充実させてまいります。

コラム -COLUMN-

「ひとりで頑張らなくていい」を伝えたい

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ないサポートを行う『はぐくむこどもセンター』では、支援にあたって何よりも「**信頼関係を築くこと**」を大切にしています。しかし、これまでの経験から人を頼ることに不安を感じ、心を開くまで時間がかかる場合もあります。そのため、スタッフは「**つかず離れず**」の**距離感を大切にしながら、一人ひとりの状況に応じて関わり方を探っています**。すぐに相談につながらなくても、「困ったときに相談できる場所がある」ことを伝え、保健師をはじめ様々な職種が連携し、必要なときに誰かとつながれる状態づくりを大切にすることで、お母さんから「**自分ひとりで頑張らないといけないと思っていたが、一緒に考えてくれる人がいると知って安心した**」と言葉をかけられることや感謝のお手紙、支援が一区切りついた後に街で声をかけられることもあり、そのときは安堵とともに本当にうれしい瞬間とのことです。子どもの成長や健康を守ることはもちろん、お父さんやお母さんが安心して子育てに向き合えるよう支えることも重要と考えています。**子どもの成長を一緒に見守りながら、お父さん、お母さんが少しでも子育ての楽しさを感じていただけるよう支えること**が、孤立を防ぎ、「ひとりで頑張らなくていい」と感じられる、安心して子育てできる環境づくりにつながっています。

方針

妊娠を希望する方への支援

01 妊娠を望むすべての方が、安心と喜びを感じながら、出産・子育てに臨めるよう子どもと子育て家庭に寄り添った伴走型相談支援に取り組みます。また、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけられるよう、普及啓発に取り組みます。

出産・子育て支援の充実

02 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を実施するために、「はぐくむこどもセンター」を設置します。また、在宅での子育て家庭を含むすべての子ども・子育て当事者に対し、不安や孤立を感じることがないように相談体制の構築に取り組みます。

仕事と子育ての両立に向けた支援（ワークライフバランスの実現）

03 仕事と子育ての両立ができるよう、育児休暇・休業制度の活用推進に取り組むとともに、男性の家事・育児への参加を促進します。また、子どもを預けやすい環境を整えることで、働き続けることができる環境の構築に取り組みます。

子ども・子育てDXの推進

04 東大阪市デジタル・ガバメント推進計画に基づき、切れ目のない子育て施策をデジタルの面からも推進します。スマートフォンのアプリやSNSを使った情報発信、各種手続きのオンライン化を進めることで、子育て当事者の負担軽減に取り組みます。

主な取組み

- ・こども家庭センターの設置（母子保健と児童福祉の一体化）
- ・みんなではぐくむ（伴走型相談支援事業）
- ・子ども子育てDXの推進

実績

はぐくむこどもセンターの相談件数

実績値

8 未来への投資（保護者負担の軽減と子育て・教育環境の充実）

国の少子化対策にかかる制度を土台としながら、使い道を限定した本市独自の経済的支援（次世代への投資）を進めることで、教育や子育てに伴う経済的負担や不安を軽減し、少子化対策につなげます。あわせて、子育てや教育環境の充実により、子ども・若者の健やかな成長につなげ、将来にわたって、「東大阪で育ってよかった」と思えるようなまちをめざします。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- 国は、少子化対策を「国の最重要課題かつ将来への投資」と位置づけ、若者・子育て世代の支援を強化する方針を打ち出しています。その柱として、こども大綱とこども未来戦略が策定され、今後集中的にこども・子育て支援に関わる予算拡充と政策実施が進められることになっています。こども未来戦略では、こども・子育て支援に関する現行制度全体を見直し、すべてのこども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「こども・子育て支援加速化プラン」に掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、総合的な制度体系を構築することをめざしています。
- 日本全体を見ると、「地方創生2.0」では人口減少社会を受け入れたうえで、いかに持続可能な社会へシフトチェンジしていくかや、女性の地方からの首都圏への人口流出を大きな課題としています。
- 大阪府は、国のこども大綱を受け、新たに大阪府子ども計画を策定しました。「次代を担う子ども・若者が、個人として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪」の実現をめざし、子どもだけでなく家庭・地域・将来世代を含めた支援の枠組みを明示しています。
- 社会的な課題としては、家計負担の増大や若年世代の経済的不安の高まりなどを背景とした将来への不安が、結婚や出産、子育てへの大きな妨げになっていると指摘されています。そのため、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る取組みは、少子化対策の観点からもその重要性が一層高まっています。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

- ・国と同様、本市の子どもの人口及び合計特殊出生率は減少傾向にあり、ここ2年の出生者数は2,800人台にとどまっています。また、令和4年度以降の人口動態は、社会増であるものの、0～9歳の人口については転出超過が続いています。令和6年度末に策定した「東大阪版子どもファーストロードマップ」における、本市独自の経済的支援メニュー「次世代への投資」は、広く給付するのではなく、使い道を限定することで、施策の効果を高めることを目的に進めており、令和7年度には小中学校給食費の無償化を実施しました。
- ・また、ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブルでは毎年委員から「道路がでこぼこ」、「街に灯りがなく暗い」、「交通マナーが良くない」、「小中学校が古い」といった声があり、本計画の審議会でも学校の老朽化は議論となりました。
- ・少子化対策については、国全体の課題です。市が単独で実施するには強固な財政力が必要であり、実施した場合、その効果は長期的なスパンで考える必要があります。また、過度なサービス合戦は自治体間格差を生み出しかねません。

【今後の方向性】

- ・国が実施している経済的支援と、市が実施している経済的支援をパッケージとして周知活用を進め、今を生きる子ども・若者が安心して成長できるよう環境の充実に取り組みます。あわせて、財源確保のため、小学校給食のように自治体が国を動かしナショナルスタンダードとなるよう要望してまいります。
- ・子育て・教育環境の充実に図るべく、「こども・子育て支援事業債」を積極的に活用し、今を生きる子どもたちの環境づくりに取り組みます。



方針

国による経済的支援

01 児童手当の拡充、子ども・子育て支援金など手取りを増やす施策や、大阪府の奨学金返還支援制度など様々な制度にアンテナを張り、市としても周知を強化することで活用を進めます。

市独自の経済的支援

02 1～2歳児の保育料や小中学校給食費の無償化、在宅子育て家庭の孤立防止に向けた支援など「次世代への投資」を進め、保護者負担の軽減による子育て支援に取り組みます。

子育て・教育環境の充実

03 子育てと教育環境充実のため、一時預かりセンターの開設や留守家庭児童育成事業の拡充、未来につながる魅力あふれる学校づくりに向けソフト事業とハード事業を組み合わせながら、安全・安心でトライ&チャレンジできる環境づくりを民間や地域と連携し、進めます。

主な取組み

- ・学校給食の無償化
- ・未来につながる魅力あふれる学校づくり事業
- ・ICTを活用した教育の推進
- ・学校施設長寿命化改修事業

指標

「子育てに関する経済的支援」が充実していると感じる市民の割合
(%)

目標値

(今後実施するアンケートをもとに設定)

(全事業対象) ライフステージにとらわれない伴走型支援 (孤独・孤立の防止)

ライフステージごとに伴走支援できる相談窓口は、国・都道府県・市それぞれで設置していますが、複合する課題のかじ取り役、ライフステージが変わるタイミングでのスムーズな接続に向けた切れ目のない支援には課題が残ります。とりわけ、中学校卒業後については、就労、福祉など分野別の支援は制度化されていますが、支援環境が大きく変わってしまうことも見受けられます。それぞれの所属で関連する支援や円滑な受け渡しを実現できるような庁内協力体制を構築し支援することで、当事者はもちろんその家族も含めて孤独・孤立の防止につなげます。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- ・「孤独・孤立対策推進法」は、「孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得る」「当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにする」ことを明記しており、伴走型支援の考え方の根拠となっています。
- ・社会福祉法106条の4を根拠とする重層的支援体制整備事業との関係においては、理念としての孤独・孤立対策推進法と、実際の仕組みとしての重層的支援体制整備事業であり、「ライフステージに縛られず、本人の人生の時間軸に寄り添い続ける支援」と位置づけ、制度の縦割りを超え、つながり続けることを重視し、専門職による伴走型支援と地域住民による緩やかな見守りからなる行政・民間・地域が一体で取り組むことを推奨しています。
- ・こども基本法第2条2項1号では、「新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援」とあり、ライフステージごとに制度が分断されがちな従来の支援ではなく、成長段階にあわせた継続的な支援の必要性を示しています。
- ・こども大綱では、とりわけ義務教育の開始・終了時や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢の節目で必要な支援が途切れないことを明確に求めています。

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

- ・子ども・子育て、いじめ、虐待、不登校、生活環境、障害、生活困窮などの様々なケースに対し、相談対応を実施し、その都度、関係機関と連携しながら伴走型支援に取り組んでいますが、近年複合、多問題化が進むなか、既存の相談窓口だけでは受け止めきれない内容も多くなっています。
- ・個人情報の共有に一定の制約があるなかで、庁内の情報共有はもちろん、地域の関係機関や専門職などを含めた関係機関との情報共有の強化を図るとともに、担当職員が自所属の業務にとどまらず、関連する業務までを含めた更なるスキルアップが必要です。市民にとって、どこに相談したらよいか分かりにくい状況が見受けられるとともに、子ども・若者が安心して相談できる環境の整備についても課題があります。

【今後の方向性】

- ・令和8年度より児童福祉と母子保健の一体的な支援の実施に向け、「はぐくむ子どもセンター」を設置します。令和12年度の児童相談所の開設に向けて体制構築と人材育成を進めます。
- ・（仮称）東大阪市子どもの権利に関する条例の制定作業と並行し、子どもの権利救済機関の整備に向けて検討を加速化させます。相談窓口に関する情報提供や子ども・若者が相談しやすい環境づくりに向けて全庁横断的な取り組みを進めます。

ライフステージをつなぐ一貫的な支援（たての糸）

01 支援者や制度が変わっても、当事者との関係が途切れないように支援を継続します。当事者のペースを大切にしながら、支援の継続性を意識し、ステージに応じた支援に取り組みます。

多機関連携による包括的な支援（よこの糸）

02 制度の枠を超えた支援を可能とする取組みの推進と、必要に応じて関係機関が柔軟に連携し、包括的な支援を推進します。

信頼に基づく伴走型の支援（ななめの糸）

03 分野を超えて支援者同士が必要な情報を共有し、当事者はもちろん支援者間の信頼関係に基づく伴走型の支援に取り組みます。

主な取組み

- ・（仮称）東大阪市子どもの権利に関する条例の制定
- ・断らない包括的支援事業
～誰ひとり取り残さない・寄り添い・つなげていく～
- ・こども家庭センターの設置（母子保健と児童福祉の一体化）
- ・児童相談所整備事業
- ・スクールソーシャルワーカー配置事業、教育支援センター事業（ふれあいオンラインルーム）、校内教育支援ルーム「SSR」支援員配置事業

実績

本計画に紐づいている市の相談機関
が対応した相談件数（%）

実績値

(全事業対象) 「子どもファーストのまち東大阪」のブランディング

「子どもファーストのまち東大阪」ブランドの確立に向けて、子ども・子育てに力を入れる自治体としての認知度向上に取り組み、市民に対しては「住み続けたいまち」として人口流出を防ぎ、市外の方に対しては「住みたいまち」として転出先に選ばれるなど全国的な評価の向上をめざします。本市の特色であり強いブランド力を持つ、「モノづくりのまち」「ラグビーのまち」に加えて「子どもファーストのまち」という新しい価値軸を都市ブランドに組み込み、将来に向けて子ども・若者を主役とした持続可能な活気あふれるまちへとつなげます。

施策を取り巻く国・府、社会の状況

- こども家庭庁の「こども白書」では、「こどもまんなか社会」を国の方向性に、文部科学省では「子どもが主人公」を掲げるなど、国として「子どもを中心に据える社会」をブランド化しています。
- 自治体で成功した事例は、神戸市が子育てしやすいまちに取り組み「共働きで子育てしやすい街ランキング」関西1位、明石市では「子どもを核にしたまちづくり」により10年連続で人口増加、流山市では「母になるなら、流山市。」と銘打ち子育て世代の流入を生む都市ブランドを確立し、人口動態に大きなインパクトをもたらしています。いずれの自治体も「強力なパブリッシュ」と「シンボルとなる経済的支援」、「子ども・若者を巻き込んだ取り組み」により大きな効果をもたらしています。



(全事業対象) 「子どもファーストのまち東大阪」のブランディング

東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】

- ・令和 8 年 1 月の推計人口が前年と比較して増加、令和 4 年度から 3 年連続で社会増となるなど明るい兆しが見えています。また、ブランディングをけん引する学校給食費の無償化、保育料の無償化などからなる「次世代への投資」について、令和 8 年度より 30 億円規模で実施します。
- ・本市の特色であり強いブランド力を持つ、「モノづくりのまち」「ラグビーのまち」については印象が強いですが、「子どもファーストのまち」といったブランドはまだ根付いていません。また、従来から他市に負けない水準で施策を講じているものの、世間の認知度が低く、民間が行っている子ども・子育てに関する市町村ランキングにおいては、ランク外の状況が続いています。

【今後の方向性】

- ・令和 8・9 年度の 2 カ年で「子どもファーストのまち東大阪ブランド」の確立に向けて、全庁一丸となって集中的に取り組みを推進します。あわせて、子ども・若者の意見を聞く取組みとして、令和 5 年度から実施してきた「地方創生ラウンドテーブル」の取組みをスピンオフし、令和 8 年度から「子ども・若者版地方創生ラウンドテーブル」を開催します。



ブランドの基盤づくり

01 子ども子育て世帯のニーズ把握、ブランドコンセプトの確立（ビジュアル、キャッチコピー、ガイドラインの作成）、重点戦略の整理・具体化（知ってもらうから共感・信頼されるまでの道筋づくり）、子ども・若者を巻き込んだ体験の場の提供、効果的なプロモーション手法の構築など基盤を整理します。

住み続けたいまちとしてのブランド化（市民向け）

02 市民に対しては、行政サービスの提供とプロモーションにより住み続けたいまちとして認識していただき、市外への人口流出を抑制するとともに、何十年先に親となった際に、東大阪で子育てしたいと思ってもらえるよう子ども・若者を巻き込んだ取組みを行います。

住みたいまちとしてのブランド化（市外向け）

03 市外在住の方に対しては、SNSによる戦略的な発信、市内企業とコラボした取組み、市外から来てもらえるようなイベントを通じて、本市のアピールをするとともに、民間が行っている子ども・子育て関連の市町村ランキングの上位をめざします。あわせて、市民や地域、企業など市一体となって東大阪市をアピールしていく取組みを推進します。

主な取組み

・「子どもファーストのまち東大阪」ブランドの確立

指標

市政世論調査における「東大阪にずっと住み続けたいですか」の肯定的回答率(%)

現状値	目標値
63.7% 令和5年度	80% 令和9年度

人口の社会増

1384人/年 令和6年	1500人/年 令和9年
-----------------	-----------------

東大阪市子ども・若者計画における指標一覧

項目	目標	現状値	目標値
東大阪市子ども・若者計画全体	「夢」に関するアンケート、「あなたは今、夢や目標がありますか？」に「ある」と答えた人の割合(%)	約50% 令和7年度	75% 令和9年度
育ちに寄り添う子ども・若者支援	市政世論調査における「あなたは、本市が子どもを生み育てやすいまちだと思いますか。」の肯定的回答率(%)	25.6% 令和7年度	50% 令和9年度
1 子ども・若者の権利の尊重	子どもの権利に関する条例の制定	—	制定
2 子ども・若者の成長を後押し	市政世論調査における「学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると感じますか。」の肯定的回答率(%)	35.7% 令和5年度	50% 令和9年度
3 居心地の良い居場所づくり	市政世論調査における「子ども・若者の居場所は充実していると思いますか。」の肯定的回答率(%)	12.6% 令和7年度	25% 令和9年度
4 多様な社会への対応	誰もが自分らしく生きられるまちと感じる肯定的回答率(%)	—	今後実施するアンケートをもとに設定
5 生きづらさをかかえる当事者への支援	子どもの未来応援プランにおける「地域で支えられていると感じる人」の割合(%)	67.1% 令和4年度	80% 令和9年度
未来を育む少子化対策	0～9歳人口の増加数	31,267人 (令和7年10月1日)	令和7年10月1日付人口と比較して増加
6 大切な人との未来を創る	結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合(%)	調査中	80% 令和9年度
7 未来へつなぐサポート（妊娠前から出産・子育てに至るまでの切れ目のない支援）	はぐくむこどもセンターの相談件数	—	実績値
8 未来への投資（保護者負担の軽減と子育て・教育環境の充実）	「子育てに関する経済的支援」が充実していると感じる市民の割合	—	今後実施するアンケートをもとに設定
ライフステージにとらわれない伴走型支援（孤独・孤立の防止）	本計画に紐づいている市の相談機関が対応した相談件数(%)	—	実績値
「子どもファーストのまち東大阪」のブランディング	市政世論調査における「東大阪市にずっと住みたいですか」の肯定的回答率(%)	63.7% 令和5年度	80% 令和9年度
	人口の社会増	1384人/年 令和6年	1500人/年 令和9年

東大阪市子ども・若者計画における具体的な取組項目

本計画における具体的な取組項目については、本計画期間（R 8～9年度）において集中的に取り組む項目を位置づけることとします。また、当該取組項目においては、第3次総合計画第2次実施計画と整合性を図り、一体的に進行管理することとします。

あわせて、関連計画に位置づけられている「子ども・若者」関連の取組みについては、本計画に位置づけはしないものの、本計画の基本的な考え方を念頭に着実に実施していくこととします。（本計画と第2次実施計画の突合表については、令和8年度当初予算を反映したver3.0を策定したのち別添資料にてお示しします。）

第2次実施計画（ver2.0）における本計画に関する取組み【全54取組】（うち再掲が7取組）

育ちに寄り添う子ども・若者支援【38取組】		取組数
1	子ども・若者の権利の尊重	3
2	子ども・若者の成長を後押し	16
3	居心地の良い居場所づくり	5
4	多様な社会への対応	7
5	生きづらさをかかえる当事者への支援	7

(全事業対象) ライフステージにとらわれない伴走型支援 (孤独・孤立の防止) ※再掲	取組数
	(7)

(全事業対象) 「子どもファーストのまち東大阪」の ブランディング	取組数
	1

未来を育む少子化対策【15取組】		取組数
6	大切な人との未来を創る	1
7	未来へつなぐサポート (妊娠前から出産・子育てに至るまでの切れ目のない支援)	7
8	未来への投資 (保護者負担の軽減と子育て・教育環境の充実)	7

ver3.0で追加となる主な取組み

- ・ 新たな学び推進支援事業
- ・ 東大阪市パートナーシップ制度事業
- ・ こども・子育て応援ポイント事業
(0～2歳児の在宅子育て家庭への支援を強化)
- ・ (仮称) 岩田こども一時預かりセンター関連事業
(0～2歳児の在宅子育て家庭への支援を強化)

1 東大阪市子ども・若者計画審議会の取組状況

- 2025年9月4日 : 第1回開催
- 2025年12月19日 : 第2回開催 (諮問)
- 2026年3月26日 : 第3回開催 (答申案の協議)
- 2026年3月31日 : 答申

2 東大阪市子ども・若者計画策定プロジェクトチームの取組状況

- 2025年1月28日 : 第1回開催
- 2025年4月24日 : 第2回開催
- 2025年6月27日・30日 : プロジェクトチーム員個別ヒアリング
- 2025年9月1日 : 第3回開催
- 2025年10月10日 : 全庁照会
施策体系図への意見、
施策に紐づく個別事業の状況
- 2026年1月9日 : 第4回開催

3 先進市視察関係

2025年8月13日：枚方市子ども青少年政策課（WEB）

2025年10月14日：尼崎市こども青少年課（現地）

2025年11月7日：中核市照会（市町村こども計画の策定状況及び子ども・若者施策について）

4 計画策定に向けた子ども・若者の意見聴取関係

2025年8月：「子どもファースト」の取組みに関する市政世論調査(全世代無作為抽出の市民対象)

2025年10月～12月：ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル

（公募の中高生と無作為抽出の市民からなる会議）

2025年10月～2月：市内小中学校や府立高校をはじめとした、当事者、関係団体の職員や利用者

44団体256名に対しインタビューとアンケート

2025年10月11日：マスタースガーデン開催イベントでアンケート

2025年11月～12月：LINEアンケート

2025年11月6日：こどもすこやかフェスティバルでアンケート

2025年11月9日：庁舎周辺社会実験イベント「待ち合わせは市役所」でアンケート

2025年11月15日：こーばへ行こう！でアンケート

2025年12月7日：ナウル共和国石切参道パビリオンオープニングイベントでアンケート

2026年1月12日：二十歳の記念式典でアンケート

東大阪市子ども・若者計画審議会委員名簿 (敬称略)

氏名	所属等
中川 千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 特任教授
林 俊武	ドリアイノベーション合同会社 代表社員
井上 寿美	大阪大谷大学 教育学部 教育学科 特任教授
堤 晶子	東大阪市 教育委員会 教育委員
山野 忠	連合大阪河内地域協議会東大阪地区協議会 議長
大垣 瑞穂	東大阪市人権擁護委員会 人権擁護委員
中西 良介	東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会 会長
森田 信司	(福)全国社会福祉協議会全国保育協議会 副会長
安部 麻記	M&J社会保険労務士事務所 社会保険労務士
為永 一成	ためながクリニック 院長
鈴木 節男	あかり法律事務所 弁護士
村木 真紀	認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 代表・理事長

東大阪市子ども・若者計画審議会委員の皆さん



いま多くのオトナ達は、子ども達、若者達がイキイキと躍動できる社会を作るために必死になっています。だって、そのオトナ達が若かった頃は必ずしもイキイキとできる場所ばかりではなかったから。みなさんがイキイキと楽しんで活躍できる世の中にしていきましょう。頑張っって活躍できる社会にしていきましょう。オトナ達は全力で応援します。困っていること、変えないといけないおかしなこと、どんどん声を挙げていってください。必ず誰かが聞いてくれて、そして動きます。一緒に前進しましょう。（林副会長）

未来へ羽ばたくみなさん、毎日どのように過ごされていますか？
何気ない毎日は、あなたたちを作りあげる大切な時間の連続です。勉強や部活に頑張っている時も、友達や家族とめいっぱい楽しく遊んでいる時も、体調を崩してゆっくり休んでいる時も、全て大切な時間です。のびのびと安全に、不安があれば解決できる環境にもつとなるように、東大阪のみんなは、いつもあなたたちを優しく見守っていますよ
（安部委員）

「生きていく！」と言う事は楽しい事ばかりではないかもしれません。
時には辛い事や悲しい事、矛盾を感じたり、納得出来ない事、などたくさんあると思います。しかし、それは全ての人が感じている事です。だからこそたくさんの人と繋がってみんなで乗り越えていく事が大切だと思います。そして、それこそがたくさんの喜びや楽しみがあると思います。東大阪市はそんな皆さんを応援できる街を目指しています。東大阪で良かった！と思えるような街をみんなで作っていきましょう！
（中西委員）



審議会委員から子ども・若者とその支援に関わる皆さんへのメッセージ 2

失敗は「成功へのデータ」だから、転ぶことを恐れず挑戦してほしい。
大人の言う「正解」に合わせたり、縛られる必要はありません。
君が心から「納得」できる道を選んでください。
君が持つ新しい感性は、未来を創る宝物です。夢は途中で変わってもいい。
何よりワクワクする気持ちを大切に。君の描く未来を全力で応援しています！
(山野委員)

今を生きる皆さんは、未来という無限の力を持っています。
今日よりも明日、明日よりも明後日と必ず成長しています。そして、一人では生きれずに仲間が必要です。
その仲間は、しんどいときや困ったときに支えてくれる仲間です。
また、その仲間もあなたに支えられています。
お互いがみんなに感謝の心を忘れずに未来への階段を上りましょう。
(森田委員)

子ども・若者の皆さんには、自分を信じて、自分の思いを発信して
いって欲しいと思います。
一人ひとりが誰かに思いを伝える
ことで、世界をより良く変えること
ができます。

子ども・若者の周囲の皆さんは、
自分の考えより先に、子ども・若
者の声を聞いてください。それが、
東大阪の未来を信じる行動だと思
います。

(村木委員)

2026年（現在）I Tの進化などがあり合理的な世の中となってきました。
また世界をみても戦争があったり、テレビやネットにおいても人を非難する情報が多くみられ、人間としては非常に生きにくい世の中（社会）
なっています。
その中で何かできることはないかと東大阪市は考えたところ、漠然的ではありますが人が住みやすい街づくりが必要ではと考えましたが、具体的
な取組みにおいては東大阪市在住の皆様アンケートをとり検討段階であります。
東大阪市を住みやすい街にする為に、皆様のご意見などをいただければと願っています。特に若者の皆様のご意見や企画をと願っています。
宜しく願いいたします。（為永委員）

審議会委員から子ども・若者とその支援に関わる皆さんへのメッセージ 3

あなたは、あなたのままで大切な存在です。
いま、この時を、自分らしく生きてほしいと願っています。
だからこそ、わたしたちおとなは、あなたといっしょに、ひとり一人が大切にされるまちをつくりたいと思っています。
どうかあなたの力をかしてください。 (井上委員)

東大阪市は工場の明かり、商店街のにぎわい、
学校や公園での笑い声がまじりあう、にぎやかであたたかな「モノづくりのまち」です。
そして、スポーツ、文化・芸術の発展と普及を図る工夫があります。
私たちの大好きな東大阪市が「子どもと若者の笑顔がまんなか」であり続けるよう、これからも共に考え、活動していきましょう。

(堤委員)

子どもたちへ
今、夢が見つかったらどんなことでも、
それに向かって一歩踏み出す勇気を持って挑戦して下さい。

大人（保護者は）は、背中を押す覚悟を、そして見守る愛情を注いであげて下さい。

(大垣委員)

支援者の皆様へ
子どもたち、若者たちが夢を持ち、その夢を安心して追いかける為には、安定した生活基盤が不可欠です。
貧困、ひとり親、いじめ、障害やいわゆるヤングケアラー問題など、子どもたち、若者たちが抱える課題は様々で、複数の課題を抱えていることも多いと思いますが、皆さまの専門スキルを活かしながら連携して、子どもたち、若者たちを支えていきましょう。

(鈴木委員)

皆さんは、それぞれどんな春を迎えていますか？
今にいたるまで、家族・友達・保育園・幼稚園・こども園にはじまり、小中高校時代までに、人との出会いや経験をしてきましたね！
それらは、量や数ではなく、あなたのこれまでを築き上げた人生です。時に想像しにくい事案や問題も生じる現在です。
東大阪市は、皆さんの安心安全な生活と、それぞれが、抱く夢を実現できるよう応援しています。
これから皆さんの大切な思いや面白いな一と思えるまちになる様に、一緒にLet's Try！ (中川会長)

東大阪市子ども・若者計画における用語集①

用語	解説
アウトプット	得た知識や情報を「自分の外に出す(行動・表現する)」こと。
医療的ケア児	人工呼吸器の管理、痰(たん)の吸引、チューブでの栄養摂取など、日常生活を営むために継続的な医療的ケアが必要な子どもたちのこと。
インクルーシブ	「包み込む」「包含する」という意味で、障害の有無や年齢、性別、国籍などの違いがあっても、誰もが相互に人格と個性を尊重し、地域社会の中で共に支えあっていくこと。
インクルージョン	単に多様な人々が集まっているだけでなく、一人ひとりの個性や能力が認められ、組織や社会の一員として活かされている状態。
ウェルビーイング	心身が健康であるだけでなく、社会的にも満たされ、持続的に「幸福な状態」にあること。
外国ルーツ	「外国にルーツをもつ」とは、本人や親、祖父母などの家族の誰かが外国出身である背景をもつ人々のこと。
基礎自治体	日本の地方自治制度において、住民に最も身近な行政を担う市区町村のこと。
共生社会	性別、年齢、国籍、障害の有無といった「違い」を認め合い、誰もが自分らしく生き、支え合える社会のこと。
切れ目のない支援	制度の枠組みやライフステージの境界で支援が途切れないう、継続的に関わり続ける考え方のこと。

東大阪市子ども・若者計画における用語集②

用語	解説
経済的支援	生活の維持や教育・医療などに必要な費用を、国や自治体が現金給付、貸付、減免(免除)によってサポートすること。
権利擁護	自分の意思を伝えることが困難な人や、社会的・経済的に弱い立場にある人の「人権」や「正当な利益」を、周囲が支援して守ること。
公共投資	国や地方自治体などの公的機関が、社会全体の利益のために行う金銭的な投資のこと。
合計特殊出生率	「一人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数の平均」を示す指標のこと。
子どもアドボカシー	子どもが自分の意見や願いを周囲に伝えて、自分の権利を守れるよう、子どもの立場に立ってサポートすること。
子どもオンブズパーソン	子どもの権利を守るために行政から独立した立場で、子どもの悩みや権利侵害の訴えを聞き、改善や救済を行う公的な制度のこと。
子どもの権利救済機関	いじめや虐待などの権利侵害があった際に、子どもやその家族からの相談を受け、行政や学校から独立した立場で解決を支援する公的な組織。
サードプレイス(第3の場所)	自宅(第1の場所)でも職場・学校(第2の場所)でもない、「自分らしくいられる居心地の良い場所」を示す。

東大阪市子ども・若者計画における用語集③

用語	解説
里親制度	何らかの事情により親元で暮らせない子どもを、別の家庭環境で迎え入れて養育する制度のこと。
ジェンダー	生物学的な性別ではなく、社会的・文化的に作られた「男らしさ」「女らしさ」という性のあり方を示す。
児童福祉	すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、その権利が守られるよう、国や自治体(基礎自治体)が行う公的な支援と活動の総称。
社会増	ある地域において、一定期間の「転入者数」が「転出者数」を上回っている状態。「引っ越してきた人」が「出ていく人」より多く、人口が増えること。
社会的養育	<p>家庭で暮らすことができない子どもの保護・養育(社会的養護※)に加え、養育に困難を抱える家庭への支援も含めた、子どもの最善の利益の実現を目的に行われる取組みのこと。子どものいる家庭への在宅支援を含め、子どもたちを社会で育てることをいう。</p> <p>※社会的養護とは、保護者のいない子どもや、虐待・貧困・親の病気などで家庭で養育されることが適当でない子どもを、公的責任(児童福祉法)のもとで社会的に保護・養育する仕組みのこと。</p>
重層的支援体制整備事業	地域主体で行われている既存の取組みを活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施をすること。
推計人口	5年に一度の国勢調査を基準に、その後の出生・死亡と転入・転出を加減して算出した「現在の見込み人口」のこと。

東大阪市子ども・若者計画における用語集④

用語	解説
性的マイノリティ	体の性別と自覚する性別が一致しない人や、異性以外が恋愛対象になる人など、性のあり方について弱い立場に置かれた人たちのこと。
地域共生社会	高齢者、障害者、子どもなど、支援を必要とする人々が、制度の枠組み(介護、福祉など)を超えて、地域住民と共に支え合い、役割をもちながら暮らす包括的な社会のこと。
地域コミュニティ	同じ地域(町内、学区など)に住む人々が、日々の生活の安全・安心や地域活性化を目的に、相互に協力・交流する共同体のこと。
地方創生2.0	2014年から10年間続いた地方創生(1.0)の成果と反省を踏まえ、地域が主体となって自分たちの強みや魅力を活かしながら、持続的に発展していく段階のこと。
中核市	人口20万人以上の政令指定都市以外の都市で、都道府県の事務権限の一部(保健所設置、都市計画など)が移譲された都市のこと。
昼夜間人口比率	その地域の常住人口(夜間人口)を100とした場合の、通勤・通学客を含めた「昼間の人口(昼間人口)」の割合を示す指標。 計算式: 昼間人口 ÷ 夜間人口 × 100 (総務省統計局より)
定住促進	人口減少や過疎化に直面する自治体が、地域外から新しい住民を呼び込み、その土地に永続的に住み続けてもらうための施策や取組みのこと。
ナショナルスタンダード	本来、国が一定の基準を定め、全国どこでも同水準で提供されるべき政策。
パートナーシップ制度	法律上の結婚ができない同性カップルなどの関係を、自治体が公的に証明する制度。

東大阪市子ども・若者計画における用語集⑤

用語	解説
パブリッシュ	情報や成果物をみんなが見られるようにすること。(公開・発信・掲載)
伴走型支援	支援者が当事者に寄り添い、対話と傾聴を通じて主体的な課題解決や自立、変革を中長期的にサポートする手法のこと。
ブランディング	企業や商品、サービス独自の価値を顧客に伝え、信頼や共感を通じて「他社と差別化」し、独自のブランドイメージを確立するマーケティング活動のこと。
プレコンセプションケア	妊娠前(Pre)の健康管理(Conception care)のこと。
母子保健	妊娠中から出産、そして乳幼児期(特に小学校就学前まで)の子どもと母親の健康を保持・増進することを目的とした活動、およびその医学的・行政的な一連の施策のこと。
メンタルヘルス	自分の感情をコントロールし、日々のストレスに対処しながら、「自分らしく、いきいきと生活できる状態」のこと。
セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」。性と生殖にかかわる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること、およびそれを享受する権利。その実現は、適切な情報を得ることや安全な保健医療的手段を得ること、自己決定など複数の権利から構成されている。

用語	解説
ヤングケアラー	慢性的な病気や障害、精神的な課題を抱える家族を日常的に介護・世話することで、本来大人が担うべき家事や家族の世話をしている子どもや若者のこと。
ライフスタイル	日々の習慣、価値観、人生観が複合的に組み合わさって形成される「その人らしい生き方・生活様式」のこと。
ライフデザイン	結婚、仕事、子育て、老後など、将来のライフイベントを見据えて、自分の価値観に基づいた「自分らしい人生」を主体的に設計すること。
リテラシー教育	単に読み書きの能力だけでなく、情報を「正しく理解し、整理し、活用する力」を養う教育のこと。情報が溢れる現代(VUCA時代)において、自分らしく健康的な「ライフスタイル」を維持するために不可欠な基礎能力とされている。
LGBTQ	L:レズビアン(女性として女性を好きになる人) G:ゲイ(男性として男性を好きになる人) B:バイセクシュアル(異性を好きになることも、同性を好きになることもある人) T:トランスジェンダー(体の性別と自覚する性別が一致しない人) Q:クィア/クエスチョニング(典型的な男性、女性のあり方に当てはまらない人／自分の性のあり方をあえて決めないという人)

東大阪市子ども・若者計画における用語集⑦

用語	解説
SNS(Social Networking Service)	インターネット上でユーザー同士が情報共有、メッセージ、写真・動画投稿などを通じて交流するサービスのこと。
VUCA(ブーカ)	現代の「予測不可能で変化が激しい社会情勢」を象徴する言葉で、以下の4つの英単語の頭文字をとったもの。 Volatility(変動性):変化のスピードが速く、予測が困難。 Uncertainty(不確実性):過去の経験やデータが通用せず、確実なことが言えない。 Complexity(複雑性):多くの要因が絡み合い、単純な解決策が見つからない。 Ambiguity(曖昧性):絶対的な正解がなく、解釈が複数存在する。

Instagram



特設サイト

